# 前回会議からの修正点について

### 【前回会議からパブリックコメント開始までの主な修正箇所】

### ≪基本計画素案の概要≫

該当箇所 修正理由	修正内容
「4消費者教育推進計画」の【意義】	◎次の太字・下線部分を追記。
の1項目目	○ 被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる自
(前回のご意見を踏まえた修正)	立した消費者、 <u>意図せず</u> 加害者にならない消費者を育
「加害者にならない」という表現の	成する
意図を明確にするため	

#### ≪基本計画素案≫

ページ	該当箇所	liby → pi- pi-
	修正理由	修正内容
40	【主な取組】の「消費生活に関す	◎次の太字・下線部分を追記。
	る情報の共有」	○ 消費生活センターが得た消費生活に関する
	(前回のご意見を踏まえた修正)	情報を適宜消費者団体へ提供し、情報を共有す
	様々な層へのより効果的な情報提	ることで、消費者への適切な情報提供につなげ
	供に向け、提供方法の拡充を含め	ます。
	た消費者団体等と連携したネット	○ 情報共有に当たっては、より効果的な情報提
	ワークづくりを明記するため。	<u>供方法を拡充し、消費者団体に加え、幅広い市</u>
		<u>民が参加するネットワークの構築を図ります。</u>
43	【主な取組】の「警察署との連携」	◎次のように修正。
	(前回のご意見を踏まえた修正)	○ 市内警察署との連絡会議 <del>を随時開催する</del> 等
	警察署との連携内容を明らかにす	<b>を通じ</b> 、消費生活センターと警察署が <b>、それぞ</b>
	るため。	<u>れの役割の中で、消費者問題に関する</u> 冊 <u>年</u> の課
		<b>題や対応策を検討するなど<del>役割を明らかにし</del>、</b>
		相互の連携強化を図ることにより、被害の救済
		や未然防止・拡大防止に努めます。
63	「(2)消費者教育の意義」の4段	◎ (4段落目) 次のように修正。
	落目及び注釈	○ 今後の消費者教育の推進に当たっては、 <del>前述</del>
	(前回のご意見を踏まえた修正)	⇔被害に遭わない消費者、合理的意思決定がで

ページ	該当箇所 修正理由	修正内容
	「加害者にならない」という表現 の意図を明確にするため。	きる自立した消費者、意図せず加害者にならな い消費者にとどまらず、社会の一員として、よ りよい社会の発展のために積極的に関与する 消費者を育成する観点も重要となります。 ©注釈に次の事項を追記。
		○ 意図せず加害者にならない消費者…本人が 意図しないままに、インターネット利用等にお いて他の人の権利を侵害したり、マルチ商法等 で消費者被害を生じさせたりすることがない よう、適切に行動できる消費者。
68	最後の段落 (前回のご意見を踏まえた修正) 小学校、中学校、高校等における 消費者教育において、インターネ ット利用に伴う消費者被害等の防 止のため、情報提供の充実を図る ことを明確にするため。	<ul> <li>◎次の太字・下線部分を追記。</li> <li>○ これら学習指導要領に基づく取組を中心に、専門的、実践的知識を有する外部機関等との連携も含めた取組内容の充実や、インターネット利用に伴うトラブル等、子どもたちが巻き込まれやすい消費者トラブルに関する情報提供の充実を図ります。</li> </ul>
69	≪大学等≫の2段落目 (前回のご意見を踏まえた修正) マルチ商法等で意図せず他の人に 被害を生じさせることがあるこ と、及びそのような事態の未然防 止の観点を明記するため。	<ul> <li>○次の太字・下線部分を追記。</li> <li>○ また、学生は社会的経験が浅いため、悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭うケースも少なくなく、マルチ商法等に巻き込まれる中で、意図せず他の人に被害を生じさせることもあります。そのような被害に遭うことや意図せず被害を生じさせることを防ぐため、学生に対する消費生活や消費者問題に関する情報・知識の提供機会を拡大していくことも求められています。</li> </ul>
70	最後の段落 (前回のご意見を踏まえた修正) 消費者教育には環境問題に関する 視点が含まれていることや、4R 運動等の市民の取組を明記するた	<ul> <li>◎次の太字・下線部分を追記。</li> <li>○・・・各消費者の状況に配慮した適切な方法で実施することが必要です。</li> <li> <b>また、大量生産・大量消費・大量廃棄という</b> </li> <li>20世紀型社会経済システムがもたらした地</li> </ul>

ページ	該当箇所 修正理由	修正内容
	め。	球環境問題の解決のためには、循環型社会への 転換が必要であり、そのためには消費者一人ひ とりがライフスタイルを見直し、環境に配慮し た行動をとることが不可欠です。本市において も、4R運動の展開をはじめ、様々な取組が推 進されてきましたが、今後も引き続き推進して いくことが必要です。
71	【主な取組】の「広報紙・ホームページによる情報提供」 (前回の意見を踏まえた修正) 効果的な情報提供のため、現行の 提供方法に加えて、新たな情報提 供方法を検討し、拡充を図ること を明記するため。	<ul> <li>○取組の標題を次のように修正。</li> <li>○広報紙、ホームページによる情報提供<b>や効果</b></li> <li><b>的な情報提供方法の拡充</b></li> <li>○取組の内容に次の太字・下線部分を追記。</li> <li>○・・・市民が消費者問題について学習するための情報なども掲載し、消費者被害の未然防止に努めます。</li> <li>○ また、様々な層の消費者に的確に情報を届けるため、広報紙・ホームページ以外にも、効果的な情報提供方法の拡充を図ります。</li> </ul>
74	【主な取組】の「消費者教育の担い手育成」 (前回のご意見を踏まえた修正) 育成対象となる担い手には、啓発 活動や見守り活動等、幅広い活動 を想定していることや、そのよう な方々への情報を的確に提供する ことを明記するため。	<ul> <li>◎取組の標題を次のように修正。</li> <li>○ 地域における消費者教育・啓発活動や見守り活動の担い手育成</li> <li>◎取組の内容を次のように修正。</li> <li>○ 消費者教育・啓発活動や見守り活動等を担う人材を育成し、そのような方々へ消費生活に関する情報を的確に提供することで、地域における取組の強化消費者教育の充実を図ります。</li> </ul>

※ 上記の他、誤字や数値の誤り等のあった箇所を修正。

# 【パブリックコメントのご意見を踏まえた修正箇所】

(※ 資料3を参照)